

市原市桜台自治会会則

平成 05 年 04 月 25 日	全面改定
平成 13 年 04 月 21 日	一部改定
平成 14 年 04 月 21 日	一部改定
平成 14 年 11 月 17 日	一部改定
平成 16 年 06 月 06 日	一部改定
平成 17 年 04 月 24 日	全面改定
平成 18 年 04 月 23 日	一部改定
平成 19 年 04 月 22 日	一部改定

目 次

第一章	総則	
第1条	(名称)	1
第2条	(目的)	1
第3条	(会員)	1
第4条	(事務所)	1
第二章	業務	
第5条	(自治会の業務)	1
第三章	組織	
第6条	(自治会の区域構成)	2
第7条	(自治会の機関)	2
第8条	(定期総会)	2
第9条	(臨時総会)	3
第10条	(役員の種類、選出区域、定員及び任期)	3
第11条	(役員の選出)	4
第12条	(役員の任務)	6
第13条	(役員会)	8
第14条	(専門部会)	9
第15条	(会計監査員選出区域、定員及び任期)	10
第16条	(会計監査員の選出)	10
第17条	(会計監査員の任務)	10
第18条	(地区長又は副会長の欠員の補充)	11
第19条	(会長の欠員の補充)	11
第20条	(会計監査員の欠員の補充)	11
第21条	(地区長又は副会長の罷免)	11
第22条	(会長の罷免)	11
第23条	(会計監査員の罷免)	12
第四章	会計	
第24条	(会計)	12
第25条	(会費及び入会金)	12
第26条	(会計年度及び予算の執行)	12
第27条	(営繕積立金)	13
第28条	(見舞金及び弔慰金)	13
第五章	附則	
第29条	(顧問)	13
第30条	(細則)	13
第31条	(自治会館に係る権利)	13
付図	市原市桜台自治会組織図	14

市原市桜台自治会会則

第一章 総則

第1条(名称)

本会は市原市桜台自治会(以下「自治会」という)と称する。

第2条(目的)

自治会は会員相互が協力して以下の事項に取り組むことを目的とする。

1. 生活環境の維持改善
2. 防犯
3. 防災
4. 互助及び親睦

第3条(会員)

1. 自治会の会員は桜台1丁目から4丁目の住宅に居住する者であって、一世帯を以って一会員とする。
2. 入会及び脱会は原則として転入及び転出に限るものとし、自治会事務局へ届け出るものとする。

第4条(事務所)

自治会の事務所は桜台自治会館(桜台1丁目5番地1)に置く。

第二章 業務

第5条(自治会の業務)

自治会は第2条に掲げる目的を達成するために以下の業務を行う。

1. 桜台区域内に存在する共用設備(自治会館、ごみステーション、防犯灯、街路灯など)の維持、改善を行う。
2. 自治体に帰属する公共設備(道路、公園、緑地、防火設備、調整池、街路灯、防犯灯など)の状況を把握し、その機能の維持、改善を促すために自治体との間で連絡、調整を行う。
3. 防犯を推進するための活動を行う。
4. 防災を推進するための活動を行う。
5. 互助及び親睦を深めるための活動を行う。
6. 近隣自治会、町会との連携及び交流を図る。

7. その他目的を達成するために必要な業務を行う。

第三章 組織

第6条(自治会の区域構成)

1. 桜台1丁目を1丁目地区、桜台2丁目を2丁目地区、桜台3丁目を3丁目地区、及び桜台4丁目を4丁目地区とし、4地区で自治会を構成する。
2. 各地区を区に区分する。
3. 各区を班に区分する。

第7条(自治会の機関)

自治会を運営するため以下の機関を設ける。

1. 決議機関
 - (1) 定期総会
 - (2) 臨時総会

2. 執行機関
 - (1) 役員
 班長
 理事
 地区長
 副会長
 会長
 - (2) 役員会
 本部役員会
 常務役員会
 班長会
 地区役員会
 - (3) 専門部会

3. 監査機関
 会計監査委員

第8条(定期総会)

1. 定期総会を自治会の最高決議機関とする。
2. 定期総会は毎年1回4月に開催するものとし、会長がこれを召集する。

- 3 . 定期総会は会員の 2 分の 1 以上の出席を以って成立する。尚、委任状を提出した会員は出席とみなす。
- 4 . 定期総会には正、副議長各 1 名及び書記 2 名を置くものとし、総会の都度、会員の中から選出する。
- 5 . 定期総会の決議は出席会員(委任状を除く)の過半数を以って決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 6 . 定期総会は以下の事項を審議決定する。
 - (1) 年度活動計画
 - (2) 決算報告、会計監査報告及び予算
 - (3) 会長及び会計監査員の選出に関する事項
 - (4) 会則の改正に関する事項
 - (5) 自治会解散に関する事項
 - (6) その他本部役員会で必要と認められた事項

第 9 条(臨時総会)

- 1 . 臨時総会は定期総会に準ずる。
- 2 . 臨時総会は次の場合に開催するものとし、会長がこれを召集する。
 - (1) 会長又は会計監査員の欠員の補充を行う場合。
 - (2) 本部役員会で必要と認められた場合。
 - (3) 同一案件について、全会員の 4 分の 1 以上の開催要請があった場合。
- 3 . 臨時総会の成立要件及び決議の方法は定期総会に準ずる。
- 4 . 臨時総会では当該臨時総会を開催するに至った案件のみを審議決定する。

第 10 条(役員の種類、選出区域、定員及び任期)

役員の種類、選出区域、定員及び任期は次の通りとする。

役員の種類	選出区域	定員	任期
班長	班	1 名 / 班	約 1 年(3 月～次々年度定期総会)
理事	区	1 名 / 区	約 1 年(3 月～次々年度定期総会)
地区長	地区(丁目)	1 名 / 地区	約 1 年(3 月～次々年度定期総会)
副会長	地区(丁目)	1 名 / 地区	約 1 年(3 月～次々年度定期総会)
会長	自治会全区	1 名	約 2 年(定期総会～定期総会)

3 月から次年度定期総会までの間は、会長を除く新・旧役員が重複することになるが、この間を主に引き継ぎに当てるものとし、役員の通常任務は、当年度中は旧役員が、次年度からは新役員が担うものとする。

尚、定期総会は旧役員が対応するものとする。

第 11 条(役員の選出)

1 . 班長の選出

- (1) 班長には班内の会員が順送りで就任する。
- (2) 順送りの方法は現行を踏襲する。
- (3) 次期班長就任予定会員から相当の理由を付して、班長就任が困難であるとの申出があり、それについて班内で大方の理解が得られた場合は、その次の班長就任予定会員(以下「次順の班長予定会員」という)が次期班長に就任するものとする。
- (4) 班長に相当の事情が発生し、任務の継続が困難になった場合は、次順の班長予定会員が班長を引き継ぐものとし、その班長の任期は長短を問わず、前任者の残任期のみとする。次期はさらに次順の班長予定会員が班長に就任する。
- (5) 現班長が引続き次年度も班長に就任することを申出た場合は、その班の会員の過半数の同意を得て再任されるものとする。
- (6) 班長と他の役員等(理事、地区長、副会長、会長又は会計監査員)が重なった場合は、その会員は他の役員等に就任するものとし、班長は次順の班長予定会員が務めるものとする。翌年度の班長はさらに次順の班長予定会員が務め、後戻りしないものとする。

2 . 理事の選出

- (1) 理事は各地区の区毎に区内の班から順送りで選出する。
- (2) 理事選出の順番が回ってきた班は、班内の会員から、順送りで理事を選出する。順送りの方法は班長の場合と同様の方法によるものとする。尚、本規定の運用開始に当たって、各班の最初の理事は、理事選出の順番が回ってきた年度の班長予定会員が就任するものとする。
- (3) 次期理事就任予定者から相当の理由を付して、理事就任が困難であるとの申出があり、それについて班内で大方の理解が得られた場合は、その班の次順の理事予定会員が理事に就任するものとする。
- (4) 現理事に相当の事情が発生し、任務の継続が困難になった場合は、その班の次順の理事予定会員が理事を引き継ぐものとし、その理事の任期は長短を問わず、残任期のみとする。
- (5) 地区長、副会長又は会長を務め、退任した会員については、退任後最初に回ってくる理事への就任を免除される権利を有するものとする。該当者が免除を申出た場合は、その班の次順の理事予定会員が理事に就任するものとする。
- (6) 現理事が引続き次年度も理事に就任することを申出た場合は、本部役員会で過半数の同意が得られ、且つ、選出区の 2 分の 1 を超える会員が

- ら異議の申し出がなければ再任されるものとする。
- (7) 理事と他の役員等(地区長、副会長、会長又は会計監査員)が重なった場合は、その会員は他の役員等に就任するものとし、理事はその班の次順の理事予定会員が務めるものとする。次回の理事はさらに次順の理事予定会員が務め、後戻りしないものとする。
 - (8) 理事就任の実績管理は自治会事務局が一括して行う。

3. 地区長及び副会長の選出

- (1) 地区長及び副会長の選出に当たり、以下に示す通り、それぞれ個別に、地区毎に会員に属する者の中から立候補者又は推薦候補者を募り、地区役員会における選出投票又は信任投票で過半数を得た者が就任するものとする。

現地区長は毎年1月に、自治会回覧により、次期地区長及び副会長の立候補並びに推薦候補受付の告示を行う。

現地区長は毎年2月に次期地区長及び副会長選出のための地区役員会を開催し、選出投票又は信任投票により過半数を得た者を地区長又は副会長に選出するものとする。尚、投票対象者が2名を超える場合で、過半数を得る者がいなかった場合は、上位得票者2名による決選投票を行うものとする。

- (2) 選出投票又は信任投票により過半数を得る者がいなかった場合、或いは立候補者又は推薦候補者がいない場合は、現理事の中から互選又は抽選により地区長又は副会長を選出するものとする。
- (3) 地区長及び副会長の選出結果は、定期総会に報告するものとする。尚、期中に欠員により補充した場合は、次期定期総会に事後報告するものとする。

4. 会長の選出

- (1) 会長の選出に当たり、以下に示す通り、会員に属する者の中から会長への立候補者又は推薦候補者を募り、本部役員会における選出投票又は信任投票で過半数を得た者を会長候補者とする。

現会長は会長改選の年の1月に、自治会回覧により、次期会長の立候補及び推薦候補受付の告示を行う。

現会長は会長改選の年の2月に次期会長候補者選出のための本部役員会を開催し、会長への立候補者又は推薦候補者に対する選出投票又は信任投票により過半数を得た者を会長候補者に選出するものとする。尚、投票対象者が2名を超える場合で、過半数を得る者がいなかった場合は、上位得票者2名による決選投票を行うものとする。

る。

前記により会長候補者を選出できなかった場合は、再度立候補者又は推薦候補者を募り、同様の方法を繰り返して会長候補者を選出するものとする。

- (2) 会長候補者は会長改選の年の定期総会で承認を得た上、会長に就任するものとする。
- (3) 会長候補者が定期総会での承認を得られなかった場合は、再度同様の方法で会長候補者を選出し、臨時総会を開催して承認を得るものとする。

第 12 条(役員の任務)

1. 班長

班長の任務は以下の通りとする。

- (1) 連絡事項、回覧及び配布資料の班内会員への伝達・配布。
- (2) 各種募金の集金。
- (3) 地区役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (4) 専門部の部員となり専門部活動へ参画する。
- (5) 公園又は道路の定期清掃の指揮。
- (6) 班内会員の転入・転出に伴う入・退会に関する支援及び自治会事務局への連絡。
- (7) 班内会員に第 28 条(見舞金及び弔慰金)に該当する事態が生じたことを知り得た場合の自治会事務局への連絡。
- (8) その他班内の運営に必要な事項。

2. 理事

理事の任務は以下の通りとする。

- (1) 区内班長の取りまとめ及び支援。
- (2) 連絡事項、回覧及び配布資料の区内班長への伝達・配布。
- (3) 本部役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (4) 専門部の部長又は副部長に就任する等、専門部活動を推進する。
- (5) その他区内運営に必要な事項。

3. 地区長

地区長の任務は以下の通りとする。

- (1) 担当地区の会員を代表し、当該地区の運営を総括する。
- (2) 地区内会員の動向を把握し、区及び班の区分を適正に保つ。
- (3) 地区内のごみステーション、防犯灯及び防災設備の管理と関係書類の維持管理。

- (4) 滞納自治会費の徴収促進。
- (5) 地区役員会を主催する。
- (6) 本部役員会及び常務役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (7) 専門部のアドバイザーに就任し、専門部活動を補佐する。
- (8) 次期地区長、副会長及び会計監査員候補の選出手続きを行う。
- (9) その他地区運営に必要な事項。

4. 副会長

副会長の任務は以下の通りとする。

- (1) 会長を補佐し、都合により会長が任務を遂行できない場合は、その任務を代行する。
- (2) 以下の通り自治会業務を分担する。

総務担当副会長

- (イ) 本部役員会、常務役員会及び班長会の会議資料の作成及び議事録の作成に関する事項。
- (ロ) 広報に関する事項。
- (ハ) 会員名簿の管理に関する事項。
- (ニ) 定期総会及び臨時総会の議案書の作成に関する事項。

企画担当副会長

- (イ) 自治会運営の企画立案に関する事項。
- (ロ) 専門部活動の総括に関する事項。
- (ハ) 年間活動計画の作成及び活動スケジュールに関する事項。

会計担当副会長

- (イ) 自治会費の徴収及び会計に関する事項。
- (ロ) 予算の作成と決算に関する事項。
- (ハ) 物品購入、請負契約及び保険の契約に関する事項。
- (ニ) 資産の運営管理に関する事項。

防災担当副会長

防災に関する事項

- (3) 本部役員会及び常務役員会の構成員となり、自治会運営に参画する。
- (4) 専門部のアドバイザーに就任し、専門部活動を補佐する。
- (5) その他自治会運営に必要な事項。

5. 会長

会長の任務は以下の通りとする。

- (1) 自治会を代表し、自治会運営を総括する。
- (2) 自治会の代表者として必要な渉外事項に携わる。

- (3) 定期総会又は臨時総会を招集する。
- (4) 本部役員会、常務役員会及び班長会を主催する。
- (5) 次期会長選出の手続きを行う。

第 13 条(役員会)

1 . 本部役員会

- (1) 本部役員会を自治会の最高執行機関とする。
- (2) 本部役員会を以下の役員で構成する。
会長
副会長
地区長
理事
- (3) 本部役員会は毎月 1 回開催することを原則とする。また、以下の場合はその都度開催するものとする。
会長が必要と認めた場合。
構成する役員の 4 名以上が要請した場合。
- (4) 本部役員会は構成する役員の過半数が出席しなければ、議を開き決することができない。尚、委任状は認めない。
- (5) 議長は会長又は会長が指名した者が行う。
- (6) 議決は全会一致を目指すものとするが、最終的には出席役員による多数決で行う。
- (7) 会議の経過は記録され、議事録として保存されなければならない。
- (8) 全ての会員は本部役員会を傍聴することができる。

2 . 常務役員会

- (1) 常務役員会は本部役員会の補助機関とする。
- (2) 常務役員会で検討又は審議された自治会業務執行に関する事項は、本部役員会へ提出の上、承認されなければならない。
- (3) 常務役員会を以下の役員で構成する。
会長
副会長
地区長

3 . 班長会

- (1) 班長会は以下の役員で構成する。
会長
副会長

地区長
理事
班長

- (2) 班長会は以下の場合に、その都度開催するものとする。
自治会の業務を執行するに当たり本部役員会が必要と認めた場合。
同一案件について、全班長の4分の1以上の開催要請があった場合。
- (3) 班長会は班長の過半数が出席しなければ、議を開き決することができない。尚、委任状は認めない。
- (4) 議長は会長又は会長が指名した本部役員が行う。
- (6) 議決は出席班長による多数決で行うものとし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (7) 会議の経過は記録され、議事録として保存されなければならない。
- (8) 全ての会員は班長会を傍聴することができる。

4 . 地区役員会

- (1) 地区役員会は以下の役員で構成する。
地区選出副会長
地区長
地区内の理事
地区内の班長
- (2) 地区役員会は、以下の場合に開催するものとする。
副会長、地区長及び会計監査員候補を選出する場合。
地区長又は地区内の理事の2分の1以上が、自治会の業務を執行するに当たり地区内の調整が必要と判断した場合。
同一案件について、地区内班長の4分の1以上の開催要請があった場合。
- (3) 地区役員会は地区内の班長の過半数が出席しなければ、議を開き決することができない。尚、委任状は認めない。
- (4) 議長は地区長又は地区長が指名した地区内の理事又は班長が行う。
- (5) 議決は出席班長による多数決で行うものとし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- (6) 会議の経過は記録され、議事録として保存されなければならない。
- (7) 全ての班内会員は地区役員会を傍聴することができる。

第14条(専門部会)

- 1 . 自治会の業務を円滑に執行するため、専門部会を設けることが出来る。
専門部会の設置及び廃止は本部役員会の権限とする。

- 2 . 専門部会を設置するに当たっては、本部役員会はその専門部会の業務範囲を明確に定めなければならない。
- 3 . 専門部会は理事及び班長で構成し、定員は別途定める。
- 4 . 専門部会を構成する理事の中から、部長 1 名及び副部長 1 ~ 2 名を選出する。理事の中から副部長を選出できない場合は、班長の中から選出するものとする。
- 5 . 専門部会は定められた業務を的確に執行するものとする。

第 15 条(会計監査員選出区域、定員及び任期)

会計監査員は各地区から 1 名を選出し、その任期を約 2 年(定期総会 ~ 定期総会)とする。

第 16 条(会計監査員の選出)

- 1 . 会計監査員の選出に当たり、以下に示す通り、地区毎に会員に属する者の中から会計監査員への立候補者又は推薦候補者を募り、地区役員会における選出投票又は信任投票で過半数を得た者を会計監査員候補者とする。
 - (1) 地区長は会計監査員改選の年の 1 月に、自治会回覧により、次期会計監査員の立候補及び推薦候補受付の告示を行う。
 - (2) 地区長は会計監査員改選の年の 2 月に次期会計監査員候補者選出のための地区役員会を開催し、会計監査員への立候補者又は推薦候補者に対する選出投票又は信任投票により過半数を得た者を会計監査員候補者を選出するものとする。尚、投票対象者が 2 名を超える場合で、過半数を得る者がいなかった場合は、上位得票者 2 名による決選投票を行うものとする。
 - (3) 前記により会計監査員候補者を選出できなかった場合は、再度立候補者又は推薦候補者を募り、同様の方法を繰り返して会計監査員候補者を選出するものとする。
- 2 . 会計監査員候補者は会計監査員改選年度の定期総会で承認を得た上、会計監査員に就任するものとする。
- 3 . 会計監査員候補者が定期総会での承認を得られなかった場合は、直ちに、再度立候補者又は推薦候補者を募り、同様の方法を繰り返して会計監査員候補者を選出し、臨時総会を開催して承認を得るものとする。

第 17 条(会計監査員の任務)

会計監査員は半期(10月及び4月)毎に当自治会の会計を監査し、その結果を次回の定期総会へ報告するものとする。

第 18 条(地区長又は副会長の欠員の補充)

- 1 . 同一地区選出の地区長及び副会長の一方のみが欠員の状態では補充は行わず、欠員者の業務は本部役員の間で分担処理するものとする。
- 2 . 同一地区選出の地区長及び副会長の双方が欠員になった場合は、その地区は直ちに、第 11 条 - 3 に準じて地区長及び副会長を選出し、補充するものとする。この場合の選出手続きは他の本部役員が代行するものとする。
尚、立候補者又は推薦候補が無く、現理事の中から地区長及び / 又は副会長を選出した場合に欠員になる理事は第 11 条 - 2 - (5)に準じて補充するものとする。

第 19 条(会長の欠員の補充)

会長が欠員になった場合は、直ちに、第 11 条 - 4 に準じて会長候補者を選出し、臨時総会を開催して承認を得て補充するものとする。この場合の選出手続きは他の本部役員が代行するものとする。

第 20 条(会計監査員の欠員の補充)

- 1 . 会計監査員に欠員が生じた場合、欠員数が 2 名を超えるまでは補充は行わない。
- 2 . 欠員数が 2 名を超えた場合は、欠員を生じている選出地区は直ちに、16 条の規定に準じて会計監査員候補者を選出するものとする。
- 3 . 選出された会計監査員候補者は、臨時総会を開催して承認を得た上で会計監査員に就任するものとする。

第 21 条(地区長又は副会長の罷免)

- 1 . 当該地区長又は副会長を選出した地区の 3 分の 2 以上の班長から罷免を要求された地区長又は副会長は罷免されるものとする。
- 2 . 罷免の要求は、罷免要求書を自治会に提出することにより行う。罷免要求書には、罷免要求理由を記した上、罷免を要求する班長全員が記名捺印をしなければならない。
- 3 . 罷免された地区長又は副会長の補充は、第 18 条に準じて行うものとする。

第 22 条(会長の罷免)

- 1 . 自治会の 3 分の 2 以上の会員から罷免を要求された会長は罷免されるものとする。
- 2 . 罷免の要求は、罷免要求書を自治会に提出することにより行う。罷免要求書には、罷免要求理由を記した上、罷免を要求する会員全員が記名捺印をしなければならない。

3. 罷免された会長の補充は、第 19 条に準じて行うものとする。

第 23 条(会計監査員の罷免)

1. 自治会の 3 分の 2 以上の会員から罷免を要求された会計監査員は罷免されるものとする。
2. 罷免の要求は、罷免要求書を自治会に提出することにより行う。罷免要求書には、罷免要求理由を記した上、罷免を要求する会員全員が記名捺印をしなければならない。
3. 罷免された会計監査員の補充は、第 20 条に準じて行うものとする。

第四章 会計

第 24 条(会計)

4. 自治会の会計は会費、入会金、会館使用料、市原市からの補助金、寄付金その他の収入により運営する。
5. 会計は、別途定める会計管理基準に従って処理するものとする。

第 25 条(会費及び入会金)

1. 会員の会費は月額 500 円、入会金は 1000 円とする。自治会入会届け時に入会金及び当年度分の会費(翌月分から年度末分まで)を一括して納入するものとする。
2. 会費は、5 月末までに 1 年分または半年分を納入し、後者の場合は残りの半年分を 10 月末までに納入するものとする。
3. 会員は、原則として、会費を郵便局の自動振込みにより自治会の口座へ引落しが出来るように手続きをするものとする。
4. 会員が年度途中で転出に伴い退会する場合は、納入済みの会費のうち翌月以降の会費を返却するものとする。

第 26 条(会計年度及び予算の執行)

1. 自治会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。
2. 定期総会で承認された予算の執行は本部役員会で審査・決定する。
3. 一件 10 万円を超える購買または請負は、複数の業者の見積もりを比較して決定するものとする。
4. 出金は、原則として会計担当副会長の事前承認を受けるものとする。

第 27 条(営繕積立金)

自治会は将来に予想される大規模な共用設備の補修、改築に備えるため、年間会費収入額の5%に相当する額以上を営繕積立金として積み立てるものとする。

第 28 条(見舞金及び弔慰金)

1. 会員に次のような事態が生じた時は、見舞金又は弔慰金を贈るものとする。
 - (1) 火災の被害を受けたとき。
 - (2) 会員に属する者が死亡したとき。
 - (3) 自治会の業務に従事又は参加していて事故にあったとき。
 - (4) その他本部役員会において必要と認めるとき。
2. 見舞金及び弔慰金の額は別途、会計管理基準に定める。

第五章 附則

第 29 条(顧問)

1. 自治会の業務執行に当たり必要な場合は、顧問を置くことができる。
2. 顧問委嘱に関する権限は本部役員会が有し、会長が委嘱を行う。
3. 本部役員会は、顧問を委嘱するに当たり、業務範囲及び期間を明確にしなければならない。
4. 顧問の委嘱を受けた者は、定められた業務を誠実に実行し、その範囲を逸脱してはならない。

第 30 条(細則)

1. 本規則の適用を円滑ならしめるため、別途細則を定めることができる。
2. 細則の制定及び改廃は本部役員会が行う。
3. 細則を制定及び改廃した場合は、その要点を次回の定期総会に報告するものとする。

第 31 条(自治会館に係る権利)

1. 会員は自治会館の土地及び建物について所有登記・登録に関らず会員である間は平等の権利を保有する。
2. 自治会館は会員の共有物であり、公正証書第 2 条、第 3 条に記載がある通り登記上所有名義が有っても売買は出来ず、その対象にならない。

桜台自治会組織図

